

## 緑区中山町第1回住居表示検討委員会

日時：平成28年9月15日（木）

午後2時50分～

会場：中山町自治会館

### 次 第

- 1 会長・副会長の選出
- 2 今後の検討スケジュールについて **資料1**
- 3 地域住民への住居表示に係る周知について **資料2**

## 住居表示実施までのスケジュールについて(案)

時期	項目	概要
裏面参照	住民への周知	住居表示の実施を検討していることについて、地域の皆様に周知します
	町境界の検討	原則として、道路や線路等、恒久的な施設をもって町界を定めます。 検討委員会で現地調査を行うことも検討します
	町名の検討	なるべく従来 of 名称に準拠した簡明なものを新しい町名とします。 住民へのアンケートの実施を検討します。

平成 29 年 9 月

検討委員会で検討する内容 ↑

横浜市で行う事務 ↓

平成 29 年 11 月	住居表示実施案地元説明会	住居表示実施案について、説明を行います。
平成 30 年 1 月	横浜市住居表示審議会	住居表示実施案について了承を得ます。 ※臨時委員として、住居表示検討委員から、1名出席していただきます
平成 30 年 1 月	住居表示基礎調査開始	住居表示実施の準備のため、調査員が現地で家屋形状等を調査します。
平成 30 年 2 月	住居表示実施案の公示	審議会です承を得た住居表示実施案について、横浜市報に登載し、公示します。 ※公示から 30 日間、実施対象地域の住民は、50 人以上の連署をもって案の変更請求が可能です。
平成 30 年 4 月	住居表示居住調査開始	住居表示実施の準備のため、調査員が全ての世帯を訪問調査します。
平成 30 年 5 月	横浜市会上程・議決	住居表示の実施について、横浜市会に諮ります。
平成 30 年 8 月	住居表示実施の告示	住居表示実施について、横浜市報に登載し、告示します。
平成 30 年秋頃	住居表示実施に伴う手続の地元説明会	住所変更に伴う手続について、説明会を実施します。
	住居表示実施	

## 住居表示検討スケジュール(案)

平成 28 年 9 月

### ● 第 1 回検討委員会

- ・住居表示実施に関する地域への周知チラシについて  
内容と配付範囲の検討

### ● 第 2 回検討委員会

- ・住居表示実施に関する地域への周知チラシについて  
内容と配付範囲の決定
- ・新町界・新町名案について  
候補を複数選定

### ● 地域への周知チラシ 全戸配付

※印刷及び配付委託契約の都合上、内容決定から配付まで約 2 か月必要

### ● 現地調査

- ・新町界案について  
新町界案に関する議論を深めるため、検討委員会で現地調査を実施

### ● 第 3 回検討委員会

- ・新町名・新町界案について  
現地調査を踏まえ、新町名・新町界案の絞り込み
- ・町名アンケートについて  
内容と配付範囲の検討

### ● 第 4 回検討委員会

- ・町名アンケートについて  
内容と配付範囲の決定

### ● 町名アンケート配付・集計 (回答期間：2 週間程度)

※印刷及び配付委託契約の都合上、内容決定から配付まで約 3 か月必要

### ● 第 5 回検討委員会

- ・新町界・新町名案について  
アンケート結果を踏まえ、新町名・新町界案の絞り込み

～平成 29 年 9 月

### ● 第 6 回検討委員会

- ・新町界・新町名案について  
検討委員会としての実施案を決定

※状況により、検討委員会の開催回数を増やすことや、住居表示実施時期の分散も検討します。

## 地域住民への住居表示に係る周知について

### 1 周知方法について

チラシの配付等により、地域の住民へ、住居表示の検討を開始したことを周知します。

#### (1) チラシの配付範囲について (別紙1参照)

- ・案1 中山町全域のみ
- ・案2 中山町全域+隣接する町の一部(例:A・B・C)
- ・その他

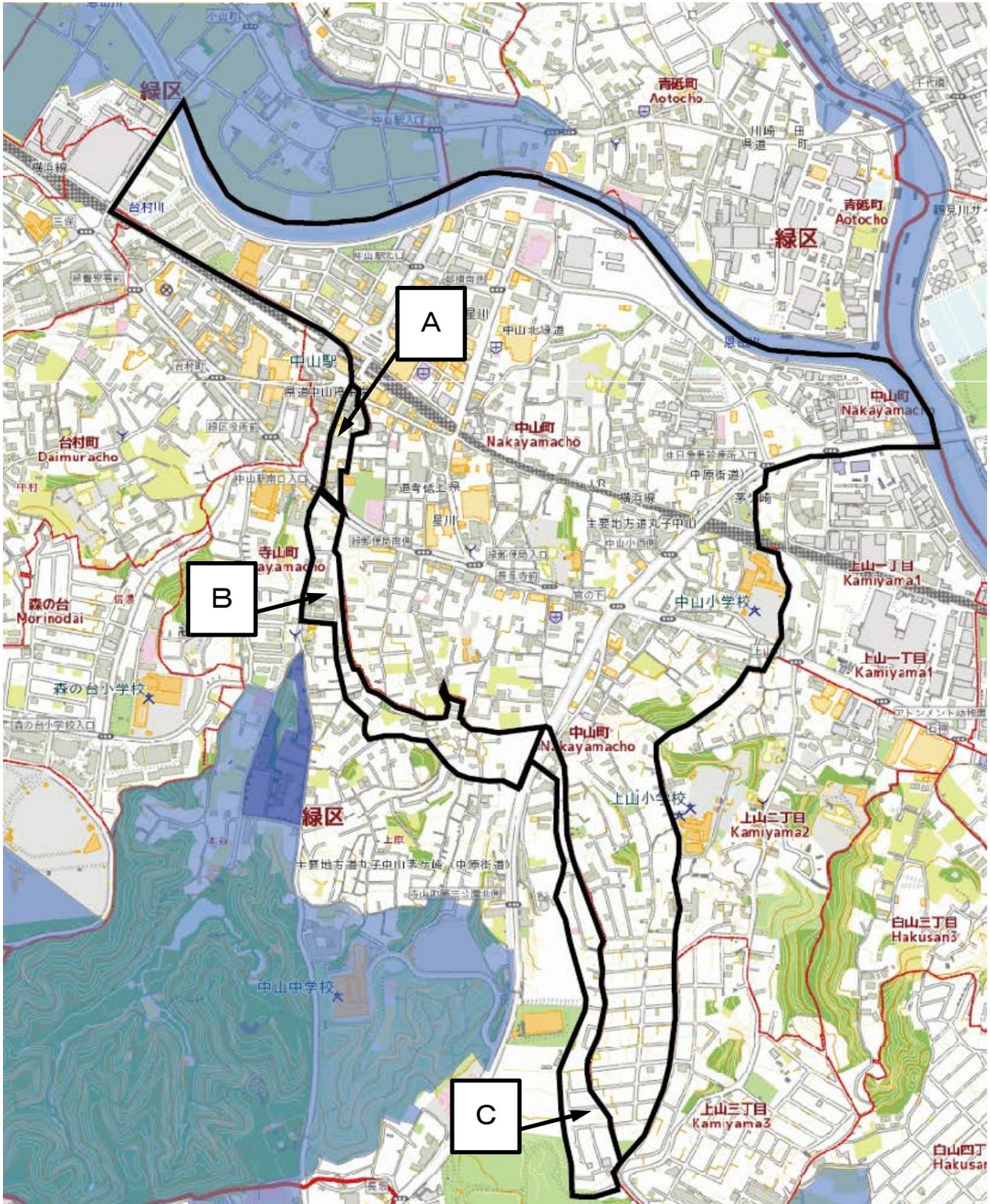
#### (2) チラシの配付方法

- ・全戸にポスティング
- ・自治会の掲示板
- ・その他

### 2 チラシの内容について

- ・事務局案(別紙2参照)

## チラシ配付範囲の検討について



平成28年●月 緑区中山町住居表示検討委員会からのお知らせ

# 中山町で住所変更を 検討しています



緑区キャラクター ミドリ

緑区中山町には「住所の同番地が多い」「隣近所で住所が大きく違う」など、住所が混乱している地域があります。そこで、新しい町名・住所に変更し、住所の混乱を解消する事業「住居表示」の実施に向けた検討を開始しました。

## ●「住居表示」とは？

住所の混乱を解消するため、「地番を使った住所の表示」を改め、「建物1軒1軒に付けた番号で住所を表示する」という、市街地で実施している事業です。

また、住居表示の実施に合わせ、町名も新しくなります。

中山町の近隣では、上山町(現：上山一～三丁目)で住居表示を実施しています。

## ●いつ住所が変わるの？

最短で平成30年秋頃の見込みです。

ただし、検討状況により、これより遅くなる場合や、住居表示を実施しない可能性もあります。

## ●どのように住所が変わるの？

<今の住所(地番を使用)>

緑区 中山町 ●●●●番地 ●●

<住居表示実施後の住所>

緑区 ●●(●丁目) ●●番 ●●号



## ●どこの住所が変わるの？

中山町全域での住居表示を検討しています。

ただし、原則として公道等の恒久的な施設を町の境界としますので、中山町に隣接する町の一部を含めて実施する可能性があります。

## ●住居表示のメリットは？

住所の特定が容易になるため、配達物の誤配等を防ぐことができます。

建物に住所を付ける制度ですので、相続や売買に伴う分合筆によって土地の番号が変わっても、再び住所が混乱することはありません。

## ●住所変更手続が必要？

住民票等の区役所が所管している公簿類や、東京電力、東京ガス等の公共サービスについては、自動的に書き変わります。郵便も1年間は旧住所で届きます。

ただし、不動産・法人登記や運転免許証、銀行など、ご自身で住所変更していただく必要がある手続もあります。

## ●誰が検討しているの？

新しい町の境界や町名等を検討するため、地域の代表者等で構成される「緑区中山町住居表示検討委員会」が平成28年9月に設置されました。

検討内容は、横浜市ウェブサイトに掲載するほか、町内会の回覧やチラシの配付により、地域の皆様にお知らせします。

## ●問合せ

横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当(緑区中山町住居表示検討委員会事務局)

TEL: 045-671-2320 FAX: 045-664-5295

Eメール: [sh-juukyo@city.yokohama.jp](mailto:sh-juukyo@city.yokohama.jp)

横浜市 住居表示

検索

※このチラシは、中山町全域及び周辺の一部地域に配付しています。